

健康保険詐欺を賠償穴埋めに制度の

@交通事故受傷を症状固定等犯罪司法診断を付けて判決で通し、健康保険給付へと付回しして通す司法犯罪制度を潰した東京地裁八王子支部判決「町田市訴訟の元の訴訟」

(1) この訴状と判決文は「交通事故受傷を、司法犯罪診断を絶対で通し、症状固定（違法なでっち上げ診断です）だから、賠償責任は消えたと司法が勝手に決めて、以後の治療を健康保険から、詐欺給付させて通している、司法犯罪を否定した判決文書です」

(2) 町田市はこの国保に手の交通事故治療費立替給付金は債権として存在している、との判決を受けて、加害者側に返金請求訴訟を起こしたのです。

平成21年2月27日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成20年ワ第2388号 債務不存在確認請求事件

平成20年ワ第3104号 独立当事者参加請求事件

(平成21年1月23日口頭弁論終結)

判 決

東京都多摩市

原告兼被参加人

東京都町田市

被告

同代表者市長

同訴訟代理人弁護士

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被告

同代表者知事

同指定代理人

同

東京都町田市

当事者参加人

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 当事者参加人の参加の申出を却下する。
- 3 訴訟費用は、参加により生じた費用は当事者参加人の負担とし、その余の費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の請求

- 1 原告の被告町田市に対する、国民健康保険法64条1項に基づく235万0539円の債務が存在しないことを確認する。

2 原告の被告東京都に対する、損害賠償金20万9904円の債務が存在しないことを確認する。

第2 当事者参加人の請求

当事者参加人の原告に対する、原告の不法行為によって発生し、被告町田市が保険給付を行った310万2220円の損害賠償債権が存在することを確認する。

第3 事案の概要

1 当事者（原告と被告ら）間に争いが無い事実

- (1) 原告は、平成14年10月5日東京都多摩市南野3-15において当事者参加人に傷害を負わせる交通事故を起こしたが、過失割合は原告が100%であった（「本件交通事故」という。）。
- (2) 当事者参加人は、本件交通事故による傷害により現在も治療を受けており、被告町田市の国民健康保険により保険給付が行われているが、被告町田市は、国民健康保険法（「国保法」という。）64条1項に基づき、原告が自動車損害保険契約を締結しているあいおい損害保険株式会社（「あいおい損保」という。）に対し、平成17年8月30日76万7501円、同年12月12日5万7127円、平成20年6月16日227万7592円を請求した。
あいおい損保は、平成20年12月24日被告町田市に対し、上記金員のうち77万8295円を支払った。
- (3) 当事者参加人は、本件交通事故により心身障害者（身体障害程度等級2級）となっているところ、当事者参加人が原告に対し有している損害賠償債権のうち、被告東京都で助成した20万9904円について、被告東京都は、平成18年9月6日あいおい損保に対し請求した。

2 原告の主張

- (1) あいおい損保は、被告町田市の上記保険給付金分の請求に対し、235万0539円を支払わない。また、被告東京都の上記請求に対し支払をしない。

- (2) あいおい損保は、原告と自動車損害保険契約を締結しているのであるから、当事者参加人が原告の責任により障害を負っている場合にも原告に代わって被告町田市や被告東京都に対し給付代位分を支払うべきであり、原告は、国保法64条1項により被告町田市に対し、民法709条により被告東京都に対し損害賠償金を支払う義務を負わない。

3 被告町田市の主張

- (1) 平成17年7月29日当事者参加人から被告町田市に対し、第三者行為による傷病届及び念書が提出され、さらに、同年8月9日事故発生状況報告書及び原告作成の誓約書が提出された。
- (2) 被告町田市は、同年8月15日あいおい損保に対し、診療月平成15年5月分から同平成17年5月分までの保険給付額として79万6628円を国保法64条1項に基づき請求した（その後私病分の保険給付額を控除した76万7501円を請求した。）。さらに、被告町田市は、平成17年12月12日あいおい損保に対し、診療月同年6月分及び7月分の保険給付額として5万7127円を請求し、平成20年6月16日診療月平成19年9月分から同平成20年4月分までの保険給付額として227万7592円を請求した。
- (3) あいおい損保は、平成20年12月24日被告町田市に対し、診療月平成15年5月分から同平成17年7月分までのうち77万8295円を支払ったが、残金235万0539円の支払をしない。

したがって、被告町田市は、原告に対し、依然235万0539円の債権を有するものである。

4 被告東京都の主張

- (1) 被告東京都（知事）は、平成16年6月3日当事者参加人の申請により、心身障害者の医療費の助成に関する条例（「条例」という。）に基づき、当事者参加人を2級の障害のある者と認め、条例により医療費の助成を受ける

ことのできる者と決定し、受給者証を交付した。そして、同年6月1日から平成17年7月3日までの間、当事者参加人の傷病に対し被告町田市の国保法による医療給付が行われたことに要する費用に係る本人自己負担分（23万5184円）のうち20万9904円について条例3条1項、2項に基づく助成額（「本件助成金」という。）と認め、当事者参加人が治療を受けた医療機関に支払うことにより当事者参加人の医療費を助成した。

(2) 被告東京都は、平成18年9月6日上記当事者参加人の医療費は原告の過失により発生した本件交通事故による傷病に係るもので、いわゆる第三者行為として原告が負担すべきものとして、あいおい損保に対し、本件助成金20万9904円の返還を請求したが、支払を受けていない。したがって、原告が主張するように、あいおい損保が被告東京都に対し本件助成金相当額について支払義務を負っているというのは、上記自動車損害保険契約の被保険者である原告についても被告東京都に対する本件助成金相当額の賠償責任が発生していることを当然の前提としているのである。

(3) 被告東京都は、本件交通事故による傷病に関する医療行為について当事者参加人が負担すべき医療費の一部（本件助成金）を当事者参加人に代わって医療機関に支払ったのであり、これを支出した主体が直接の被害者（当事者参加人）でない被告東京都であっても、同様に加害者（原告）に対する損害賠償請求は認められるべきである。

また、当事者参加人は、被告東京都により医療費の損害（本人自己負担分）を医療機関に代わって支払ってもらって損害の填補を受けたのであるから、被告東京都は、民法422条の類推により当事者参加人の原告に対する損害賠償請求権について当然代位するものである。

(4) したがって、被告東京都は、原告に対し、本件助成金分の20万9904円の損害賠償債権を有するものである。

5 当事者参加人の主張

- (1) 当事者参加人は、本件交通事故の被害者であり、現在も入院し、通院して治療を受けている。
- (2) 被告町田市は、当事者参加人に保険給付を行っているが、上記の当事者間に争いがない事実(2)のとおり、国保法64条1項に基づき、あいおい損保に対し、各金員合計310万2220円の請求をしたが、あいおい損保は、いっこうに同金員を支払おうとしない。
- (3) 原告は、被告町田市に対し、同被告の保険給付に係る上記の損害賠償債務を負担しないことの確認を求めている。しかし、本件交通事故についての当事者参加人の原告とあいおい損保に対する損害賠償債権は存在し、当事者参加人の治療費を保険給付している被告町田市の損害賠償債権も存在するのである。

したがって、当事者参加人は、原告に対し、上記310万2220円の損害賠償債権が存在することの確認を求める。

第4 当裁判所の判断

- 1 原告の主張は必ずしも明らかではないが、原告は、あいおい損保と自動車損害保険契約を締結しているから、被告町田市の保険給付金分についても被告東京都の本件助成金分についてもあいおい損保に支払義務があり、原告には支払義務はないというものと解せられる。しかしながら、本件交通事故により当事者参加人に生じた傷害による損害については、本来的には加害者である原告において賠償義務を負うべきものであり、原告においてあいおい損保との間に自動車損害保険契約を締結しているとしても、当事者参加人、ひいては同人に対し保険給付し、医療費の助成をして損害賠償を代位する被告町田市や被告東京都に対する損害賠償義務を免れるものではない。

したがって、原告は、依然として被告町田市や被告東京都に対し原告主張の債務を有するものであり、原告の請求は理由がない。

- 2 次に当事者参加人の本件独立当事者参加の適否について検討する。

当事者参加人の原告に対する本件交通事故による損害賠償請求権については、既に原告に対し7010万0318円及びこれに対する平成14年10月5日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じる判決が確定しているのである（東京地方裁判所平成17年(ワ)第11553号等）（甲4，弁論の全趣旨）。本件における原告の主張は上記のとおりであって、既に当事者参加人に給付された保険給付金や本件助成金について（その範囲で当事者参加人の損害賠償請求権は弁済により消滅したとみられるものである。）、当事者参加人に代位した被告らに対し原告が損害賠償債務を有するか否かという問題である。そして、原告は、上記損害賠償請求権について争っているわけではないのである。したがって、確定している当事者参加人の原告に対する上記損害賠償請求権が本件訴訟の結果如何によって覆されるということも害されることもないものである。また、上記保険給付金や本件助成金については、既に当事者参加人に給付されていて、その範囲で当事者参加人の上記損害賠償債権は弁済により消滅したとみられるのであるから、本件訴訟の目的の全部若しくは一部が当事者参加人の上記請求権に係るものであるという関係にもないのである（当事者参加人も、単に当事者参加人が本件訴訟について利害関係を有する旨主張するだけで、独立当事者参加の要件について明確な主張をしているとはみられない。）。したがって、本件独立当事者参加は、その要件に欠けるものであって、不適法といわざるを得ない。

第5 結論

よって、原告の請求は理由がないので棄却し、当事者参加人の独立当事者参加は不適法なので却下することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所八王子支部民事第2部

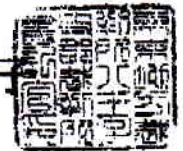
裁 判 官 木 下 秀 樹

これは正本である。

平成21年2月27日

東京地方裁判所八王子支部民事第2部

裁判所書記官 高見紗弥



〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

被 告 東 京 都

上記代表者 石 原 慎 太 郎

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 金331万2124円

貼用印紙額 金2万2000円

第1 請求の趣旨

- 1 原告が、被告町田市に対して、国民健康保険法第64条第1項に基づき金310万2220円の債務を負担していないことを確認する。
- 2 原告は、被告東京都に対して、損害賠償金として金20万9904円の債務を負担していないことを確認する。

言 状

平成20年9月29日

東京地方裁判所八王子支部民事部 御中

原 告

〒206-0036 東京都多摩市

原 告

〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23

被 告 町 田 市

上記代表者 石 坂 丈 一

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

被 告 東 京 都

上記代表者 石 原 慎 太 郎

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 金331万2124円

貼用印紙額 金2万2000円

第1 請求の趣旨

- 1 原告が、被告町田市に対して、国民健康保険法第64条第1項に基づき金310万2220円の債務を負担していないことを確認する。
- 2 原告は、被告東京都に対して、損害賠償金として金20万9904円の債務を負担していないことを確認する。

- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 原告は、平成14年10月5日に多摩市南野3-15で交通事故を起こし、訴外●●●氏（以下、「訴外●●●氏」という）に大怪我をさせた。過失割合は原告と訴外●●●氏で100：0であった。

2 この交通事故による怪我により、現在も訴外●●●氏が治療を受けており、その結果、町田市国民健康保険が保険給付を行っているが、被告町田市は国民健康保険法第64条第1項の規定により損害賠償請求金として、平成17年8月30日に金76万7501円、平成17年12月12日に金5万7127円、及び平成20年6月16日に金227万7592円を、原告が自動車保険契約を締結している訴外あいおい損害保険株式会社に請求している。

ところが、訴外あいおい損害保険株式会社は、いっこうに上記損害賠償金310万2220円を支払おうとしない。

3 また、被害者である訴外●●●氏は本件事故により心身障害者となっており（身体障害程度等級2級、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳の障害等級1）、訴外●●●氏が原告に対して有している損害賠償金のうち東京都で助成した心身障害者医療助成費について、民法第709条に基づいて金20万9904円が平成18年9月6日付で訴外あいおい損害保険株式会社に請求されている。

ところが、訴外あいおい損害保険株式会社は、その金20万9904円を支払おうとしない。

4 訴外あいおい損害保険株式会社は、原告が損害保険契約を締結している会社であるので、訴外●●●氏が原告の責任により障害を負ってい

る場合にも、訴外あいおい損害保険株式会社が原告に代わって支払うべきであり、原告は国民健康保険法第64条第1項により被告町田市に支払う責任はなく、また民法第709条に基づいて被告東京都に支払うべき責任もない。

- 5 よって、原告は、被告町田市に対して、国民健康保険法第54条第1項に基づく金310万2220円の債務を負担しておらず、また、原告は、被告東京都に対して、損害賠償金として金20万9904円の債務も負担していないことの確認を求める。

証 拠 方 法

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 甲第1号証 | 「損害賠償の請求について」と題する書面 |
| 甲第2号証 | 「損害賠償の請求について」と題する書面 |
| 甲第3号証 | 「心身障害者医療助成費の返還について」と題する書面 |
| 甲第4号証 | 判決書（平成17年（ワ）第11553号、平成17年（ワ）第25448号） |

附 属 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 甲号証写し | 各1通 |
|---------|-----|